

証券取引法等の一部を改正する法律案 (投資者保護のための横断的法制の整備)

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

証券取引法

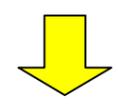
改正

金融商品取引法
(いわゆる「投資サービス法」)

いわゆる「投資サービス」規制

横断化 (縦割り規制から横断的な規制に)

- 投資性の強い金融商品・サービスに、すき間なく同等の規制



集团投資スキーム(ファンド)を包括的に対象

柔軟化 (一律規制から差異のある規制に)

- いわゆるプロ向けと一般向け(投資家の知識・経験)、商品類型等に応じて差異のある規制

取引所制度

- 取引所の自主規制機能(上場審査・売買審査等)の強化(自主規制組織に独立性を付与)

罰則・課徴金

- 罰則の引上げ(最高5年 ⇒ 10年)
- 「見せ玉」に対する課徴金・罰則の拡大

開示制度

- 四半期開示の法定化
- 財務報告に係る内部統制の強化
 - ※ 適正開示に関する経営者の確認 等
- 公開買付(TOB)制度の見直し
- 大量保有報告制度の見直し
 - ※ 特例報告期限
3ヶ月毎15日以内
→ 2週間毎5営業日以内

(注)「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用。

- 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法
 - 保険業法
 - 商品取引所法
 - 不動産特定共同事業法
- 等 } 利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制を適用

- 以下の法律を廃止
 - ・ 金融先物取引法
 - ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
 - ・ 抵当証券業の規制等に関する法律
 - ・ 外国証券業者に関する法律
- 関係法律の規定の整備
 - ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律(いわゆる商品ファンド法)
 - ・ 金融商品販売法
説明義務の拡充等
⇒ 損害賠償額の推定(元本欠損額)

等